

株 主 各 位

千葉県松戸市新松戸東9番地1
株式会社 **マツモトキヨシ** ホールディングス
代表取締役社長 松本 清雄

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のとおり書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、平成26年6月26日（木曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようご送付ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

後記の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」（3頁から4頁まで）をご高覧のうえ、上記行使期限までに議決権をご行使ください。

敬 具

記

1. 日時 平成26年6月27日（金曜日）午前10時（受付開始 午前8時30分）
2. 場所 千葉県松戸市新松戸東9番地1
株式会社マツモトキヨシホールディングス本社会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第7期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第7期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（URL：<http://www.matsumotokiyoshi-hd.co.jp/index.html>）に掲載することにより、提供しているものであります。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（URL：<http://www.matsumotokiyoshi-hd.co.jp/index.html>）において周知させていただきます。

〔インターネットによる議決権行使のお手続きについて〕

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ※）から、当社の指定する議決権行使サイト（URL: <http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止させていただきます。）

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。

- (2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成26年6月26日（木曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（URL: <http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

(添付書類)

事業報告

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（平成25年4月1日～平成26年3月31日）における日本経済の状況は、現政権による経済政策への期待から、円安傾向を背景とした輸出環境の改善、株価の上昇などにより各種の景気指標は好転しており、先行きの不透明感は未だ拭えないものの、経済活動には明るさが見られておりません。

ドラッグストア業界におきましては、業種／業態を越えた競合企業の新規出店、既存の店舗展開エリアを越えた新たな競合の出現、M&Aによる競合企業の規模拡大、同質化する異業種との競争や医薬品ネット販売への対応など、我々を取り巻く経営環境はこれまで以上に大きく変化しております。

このような環境のなか当社グループは、小商圏化する市場への対応として、各地域における競争優位性を確保すべく全国を7つのエリアに分け、エリアドミナント戦略を積極的に推進するとともに、ターゲット別のライフスタイルの変化に対応したMD戦略の再構築など、地域に密着したかかりつけ薬局として、企業価値の向上とシェア拡大に向け取り組んでまいりました。

新規出店に関しましては、関東エリアを中心にエリアドミナント化を推進するとともに、商勢圏拡大に向け新たなエリアへ侵攻し、九州エリアを中心にスクラップ&ビルドを積極的に推し進めたことで、グループとして102店舗（フランチャイズ2店舗を含む）を出店し、70店舗を閉鎖しました。また、多様化するお客様ニーズへの対応及び既存店舗の活性化を重点に94店舗の改装を実施しました。

さらに、グループ競争力の強化、シェア拡大に向けたエリアドミナント戦略の一環として、北陸エリアでドラッグストア・調剤薬局を展開する「株式会社示野薬局」を平成25年12月16日付けで完全子会社化しました。

その結果、当連結会計年度末におけるグループ店舗数は、1,486店舗となり、前連結会計年度末と比較して96店舗増加しました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

＜小売事業＞

小売事業は、連結子会社の増加、新規出店、改装による既存店舗の活性化、地域ニーズに合わせたきめ細かな品揃えの拡充や営業時間の延長などによる利便性の追求、継続されている効率的かつ効果的な販促策及び新たな施策の推進などにより収益は大きく伸長しました。

また、展開を強化しております調剤事業に関しましても、既存店への併設を含め高い収益性が見込める物件を優先的に開局するとともに、株式会社マツモトキヨシファーマシーズの新規開設や地域医療連携を深めることで処方箋応需枚数が増加したことなどから引き続き順調に拡大しております。

なお、第4四半期連結会計期間におきましては、花粉飛散量の減少により花粉症関連商品の販売は前年同期と比較し大きく減少したものの、平成26年4月1日より消費税が増税されることに伴い、その駆け込みと思われる需要が発生したことで、さらに収益を押し上げております。

＜卸売事業＞

卸売事業は、株式会社オークワとのフランチャイズ展開、既存契約企業の新規出店などにより拡大した一方、モリスリテール株式会社及び杉浦薬品株式会社の2社を完全子会社化したことに伴い、両社収益が小売事業に寄与したため、卸売事業売上は減少しました。

以上の結果、当連結会計年度は、売上高4,953億85百万円(前年同期比8.6%増)、営業利益224億38百万円(同14.0%増)、経常利益245億14百万円(同13.1%増)、当期純利益133億55百万円(同18.5%増)と、売上高及び各利益とも過去最高となりました。

事業区分	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
	金額 (百万円)	前年同期比 (%)
小売事業	477,172	109.7
卸売事業	15,186	81.3
管理サポート事業	3,026	110.9
合計	495,385	108.6

- (注) 1. 事業区分間の取引については相殺消去しております。
2. 売上に係る消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、104億93百万円となりました。その主なものは、以下のとおりとなります。

- ・当社グループ全体での102店舗の出店及び94店舗の改装に伴う設備投資 (72億82百万円)
- ・店舗システム強化による投資を含めた無形資産投資 (9億88百万円)
- ・賃貸借契約に係る敷金及び保証金の支出 (22億22百万円)

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、引き続き、当座貸越契約に基づく取引金融機関からの借入枠及びコマーシャル・ペーパー200億円の発行枠を確保し、調達コストの削減と資金の効率化を図るため、資金需要に応じて当該借入枠からの短期借入を実施しております。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

- イ. 当社は、平成25年12月13日付で、当社の子会社である株式会社ぱぱすの株式を追加取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。
- ロ. 当社は、平成25年12月16日付で、株式会社示野薬局の全株式を取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 4 期	第 5 期	第 6 期	第 7 期
	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	428,184	434,597	456,311	495,385
経 常 利 益 (百万円)	17,497	19,639	21,666	24,514
当 期 純 利 益 (百万円)	7,291	9,955	11,270	13,355
1株当たり当期純利益 (円)	151円48銭	212円86銭	237円71銭	246円76銭
総 資 産 (百万円)	217,661	214,404	228,635	253,705
純 資 産 (百万円)	109,987	115,721	137,107	150,626
1株当たり純資産額 (円)	2,252円30銭	2,455円90銭	2,579円04銭	2,744円50銭

(注) 「1株当たり当期純利益」は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数により、「1株当たり純資産額」は、期末発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社マツモトキヨシ	21,086百万円	100.0%	ドラッグストア・保険調剤薬局・ホームセンターのチェーン店経営
株式会社マツモトキヨシ東日本販売	450	100.0	ドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営
杉浦薬品株式会社	366	100.0	ドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営
株式会社マツモトキヨシ九州販売	352	100.0	ドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営
株式会社ぱぱす	253	100.0	ドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	170	100.0	ドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営
株式会社示野薬局（注2）	160	100.0	ドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営
株式会社トウブドラッグ	90	95.0	ドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営
株式会社イタヤマ・メディコ	60	100.0	ドラッグストアのチェーン店経営
株式会社ダルマ薬局	50	100.0	ドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営
弘陽薬品株式会社	48	100.0	ドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営
株式会社マツモトキヨシ中四国販売（注3）	10	100.0	ドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営
株式会社マツモトキヨシファーマシース	55	100.0	保険調剤薬局の開局・運営、薬剤師の派遣等
株式会社マツモトキヨシホールセール（注4）	100	90.0	卸売事業会社2社の経営管理・統括
株式会社エムケイプランニング	50	100.0	店舗の建設・営繕
株式会社マツモトキヨシ保険サービス	10	100.0	生命保険・損害保険の販売代理業

（注）1. 当社の連結子会社は、前記の重要な子会社16社を含む計19社であります。

2. 平成25年12月16日付で株式会社示野薬局の全株式を取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。

3. 平成26年3月1日付で、連結子会社であったモリスリテール株式会社のネット通販事業を連結子会社である株式会社マツモトキヨシへ吸収分割により承継させるとともに、分割後のモリスリテール株式会社を同じく連結子会社である株式会社マツモトキヨシ中国四国販売（存続会社）へ吸収合併いたしました。
4. 平成25年4月1日付で、連結子会社である伊東秀商事株式会社と株式会社茂木薬品商會が共同株式移転を実施し、中間持株会社となる株式会社マツモトキヨシホールセールを設立いたしました。これにより、伊東秀商事株式会社と株式会社茂木薬品商會は、同日付で株式会社マツモトキヨシホールセールの完全子会社となったため、重要な子会社から除外いたしました。
5. 清算手続き中であった株式会社ユーカリ広告は、平成25年12月24日付で清算終了しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、今後も先行き不透明な厳しい状況が続くものと予想されます。

このような環境の中、当社グループは経営ビジョンの実現に向け、「スピード感をもって対応すべき施策（重点戦略）」「将来を見据えて推進すべき施策（成長戦略）」と時間軸を意識した施策を展開してまいります。

《 重点戦略 》

①狭小商圏モデルの確立とOne to Oneマーケティングの深化

高齢者を中心に利便性を高め、高齢化・人口減少に対応できる、新たな出店モデルの構築に努めてまいります。

また、お客様の趣味・嗜好や興味を探求し、新たな需要の掘り起しにも取り組んでまいります。

②地域医療と連携した調剤事業の拡大

地域医療機関との連携を強化し、地域の健康増進に貢献してまいります。

また、専門性の高い人材の育成とサービスの拡充により、高齢化社会を支える、地域の中心的な役割を担えるように努めてまいります。

③グループ企業の再活性化

エリア単位でのドミナント化の推進とグループ店舗網の最適化を図ってまいります。

また、グループ各社におけるノウハウや成功事例を水平展開するなど、グループ企業間のコミュニケーション及び人材交流の活発化に努めてまいります。

《 成長戦略 》

④オムニチャネル化の推進

オムニチャネル化に向けた、システム、データ、組織、業務の統合又は最適化など、基盤の整備に取り組んでまいります。

また、トリプルメディア（広告・自社メディア・ロコミ）の運用を最適化し、活用することにより、お客様との新しい関係を構築してまいります。

⑤垂直連携体制の構築

協業先及び協業領域を拡大し、更なる経営の効率化を目指してまいります。

また、メーカー・ベンダー様の商品開発力と生産能力、当社グループの顧客接点と販売力、H&B事業に特化した顧客データと分析力、を融合させた仕組みづくりに努めてまいります。

⑥業務・資本提携（M&A）の推進

引き続き、M&Aの推進、フランチャイズ事業の拡大、異業種企業との連携について、積極的に取り組んでまいります。

また、海外事業につきましては、当面、タイ国におけるH&B事業モデルの早期確立に注力してまいります。

〔用語解説〕

◆One to Oneマーケティング

- ・顧客一人ひとりの嗜好やニーズ、購買履歴などに合わせて、個別に展開されるマーケティング活動のこと。

◆オムニチャネル

- ・実店舗やオンラインストアをはじめとするあらゆる販売チャネルや流通チャネルを統合すること。

また、そうした統合販売チャネルの構築によって、どのような販売チャネルからも同じように商品を購入できる環境を実現すること。

◆垂直連携体制

- ・川上にあるメーカーから川下の小売店までが提携を行うことで、流通段階の機能を人為的に統合して、より連携された機能をもたせること。

(5) 主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

当社グループは、ドラッグストア・保険調剤薬局等のチェーン店経営を行う小売事業を核に、卸売事業、管理サポート事業を行っております。

事業区分別の事業内容は以下のとおりであります。

事業区分	会社名	主な事業内容
小売 事業	株式会社マツモトキョシ	ドラッグストア・保険調剤薬局・ホームセンターのチェーン店経営（店舗名：「マツモトキョシ」「Medi+マツキヨ」「H&B Place」）
	株式会社ラブドラッグス	中国・関西エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営（店舗名：「くすりのラブ」「くすりのラブ薬局」）
	株式会社マツモトキョシ 東日本販売	主に東北・関東エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営（店舗名：「マツモトキョシ」）
	杉浦薬品株式会社	東海エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営（店舗名：「ヘルスバンク」）
	株式会社マツモトキョシ 九州販売	九州・沖縄エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営（店舗名：「マツモトキョシ」「ミドリ薬品」）
	株式会社ぱぱす	関東エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営（店舗名：「どらっくぱぱす」「ぱぱす薬局」）
	株式会社マツモトキョシ 甲信越販売	主に甲信越エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営（店舗名：「マツモトキョシ」「ファミリードラッグ」「ファミリー薬局」「ドラッグマックス」「ドラッグナカジマ」「中島ファミリー薬局」）
	株式会社示野薬局	北陸エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営（店舗名：「シメノドラッグ」「シメノ薬局」）
	株式会社トウブドラッグ	関東エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営（店舗名：「マツモトキョシ」「トウブドラッグ」「メディカルハウス」「東武薬局」）
	株式会社イタヤマ・メディコ	甲信越エリアでのドラッグストアのチェーン店経営（店舗名：「マツモトキョシ」「イタヤマメディコ」）
	株式会社ダルマ薬局	東北エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営（店舗名：「ダルマ薬局」「マツモトキョシ」）
	弘陽薬品株式会社	関西エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営（店舗名：「マツモトキョシ」「コーヨードラッグ」「コーヨー薬局」）
	株式会社マツモトキョシ 中四国販売	中国・四国・関西エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営（店舗名：「マツモトキョシ」）
株式会社マツモトキョシ ファーマシーズ	保険調剤薬局の開局・運営、薬剤師の派遣等（店舗名：「マツモトキョシ」）	

事業区分	会社名	主な事業内容
卸売 事業	当社	小売事業を営む当社グループ会社及び業務提携先が取扱う商品の仕入・販売
	株式会社茂木薬品商会	医薬品等の卸販売
	伊東秀商事株式会社	化粧品・日用雑貨等の卸販売
	株式会社マツモトキヨシ	「マツモトキヨシ」のフランチャイズ事業展開及びフランチャイジー（加盟店）への商品供給
	杉浦薬品株式会社	「ヘルスバンク」のフランチャイズ事業展開及びフランチャイジー（加盟店）への商品供給
	株式会社ぱぱす	フランチャイジー（加盟店）への商品供給
	株式会社マツモトキヨシ 甲信越販売	「ファミリードラッグ」のフランチャイズ事業展開及びフランチャイジー（加盟店）への商品供給
管理 サポート 事業	当社	当社グループ会社の経営管理・統轄及び間接業務の受託
	株式会社マツモトキヨシ ホールセール	伊東秀商事株式会社及び株式会社茂木薬品商会の経営管理・統括
	株式会社エムケイブラン ニング	店舗の建設・営繕
	株式会社マツモトキヨシ 保険サービス	生命保険・損害保険の販売代理業

(6) 主要な営業所及び店舗（平成26年3月31日現在）

① 当 社

本 社 千葉県松戸市新松戸東9番地1

② 主要な子会社の事業所

株式会社マツモトキヨシ

本 社 千葉県松戸市新松戸東9番地1

関西支社 大阪府大阪市淀川区宮原3丁目5番24号

東海支社 愛知県名古屋市中区昭和区御器所通3丁目12番1号

店 舗

事業区分	店舗数	エリア別店舗数
小売事業	669(37)	関東エリア 561 (13)
		甲信越エリア 2 (-)
		東海エリア 45 (-)
		関西エリア 61 (-)
		中国エリア - (1)
九州・沖縄エリア - (23)		

※（ ）内の数字は当該店舗数に含まないF C店の数であります。
また、関東エリアの店舗数にインターネット店1店舗を含んでおります。

③ その他の子会社

事業区分	会社名 (本社所在地)	店舗数	エリア別店舗数
小売事業	株式会社マツモトキヨシ東日本販売 (宮城県仙台市青葉区)	117	北海道東北エリア 36 関東エリア 71 甲信越エリア 7 北陸エリア 3
	杉浦薬品株式会社 (愛知県江南市)	34	東海エリア 34
	株式会社マツモトキヨシ九州販売 (福岡県福岡市博多区)	151	中国エリア 1 九州沖縄エリア 150
	株式会社ばばず (東京都墨田区)	155	関東エリア 155
	株式会社マツモトキヨシ甲信越販売 (長野県岡谷市)	81	北海道東北エリア 1 甲信越エリア 80
	株式会社示野薬局 (石川県金沢市)	63	北陸エリア 63
	株式会社トウブドラッグ (埼玉県越谷市)	31	関東エリア 31
	株式会社イタヤマ・メディコ (山梨県甲府市)	10	甲信越エリア 10
	株式会社ガルマ薬局 (宮城県仙台市青葉区)	55	北海道東北エリア 54 関東エリア 1
	弘陽薬品株式会社 (注1) (大阪府大阪市生野区)	9	関西エリア 9
	株式会社マツモトキヨシ中四国販売 (岡山県岡山市南区)	26	関西エリア 9 中国エリア 17
	株式会社マツモトキヨシファーマシーズ (千葉県松戸市)	9	関東エリア 7 関西エリア 2
卸売事業	株式会社マツモトキヨシホールセール (千葉県松戸市)	—	—
管理 サポート 事業	株式会社エムケイプランニング (千葉県松戸市)	—	—
	株式会社マツモトキヨシ保険サービス (千葉県柏市)	—	—

- (注) 1. 弘陽薬品株式会社の店舗数は、株式会社マツモトキヨシより業務受託している3店舗を除いております。また、当該3店舗は株式会社マツモトキヨシの店舗数に含んでおりません。
2. 孫会社であります株式会社ラブドラッグスの39店舗(平成26年3月31日現在)は、上記の表に記載しておりません。

(7) 使用人の状況（平成26年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
小売事業	5,086名 (8,370名)	394名増 (613名増)
卸売事業	161名 (5名)	1名減 (－)
管理サポート事業	842名 (152名)	106名増 (6名減)
合計	6,089名 (8,527名)	499名増 (607名増)

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時従業員（8時間換算）は年間の平均人員を（ ）に外数で記載しております。

2. 管理サポート事業の使用人数が前連結会計年度末と比べて106名増加しておりますが、その主な理由は株式会社示野薬局の株式を平成25年12月に新たに取得し、連結子会社化したことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
195名 (61名)	19名増 (5名増)	44.7歳	13.5年

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時従業員（8時間換算）は年間の平均人員を（ ）に外数で記載しております。

2. 当社使用人は、主に連結子会社である株式会社マツモトキヨシからの出向者であり、平均勤続年数の算定にあたっては当該会社の勤続年数を通算しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成26年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社千葉銀行	300百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成26年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 210,000,000株

② 発行済株式の総数 54,629,307株（自己株式 834株を含む）

（注）自己株式は、主に第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換により、前期末と比べて950,645株減少しております。

③ 株主数 17,722名（前期末比 1,512名減）

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
松本 鉄男	5,585千株	10.22%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY	3,883	7.11
株式会社千葉銀行	2,257	4.13
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ ユーエス タックス エグゼンプテド ベンション ファンズ	2,248	4.12
ジェーピー モルガン チェース バンク 385632	1,845	3.38
株式会社南海公産	1,743	3.19
ノーザン トラスト カンパニー（エイブイエフシー）アカウ ント ノン トリーティー	1,676	3.07
松本 南海雄	1,427	2.61
エーザイ株式会社	1,407	2.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,357	2.49

（注）1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を減じた株式数（54,628,473株）を基準に算出し、小数点第3位以下を四捨五入して記載しております。

2. 持株数は、千株未満を切り捨てて記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成26年3月31日現在）

区分	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権
発行決議日	平成22年8月10日	平成23年7月15日	平成24年7月13日	平成25年7月12日
新株予約権の数	67個	60個	59個	48個
目的となる株式の種類・数	普通株式 6,700株	普通株式 6,000株	普通株式 5,900株	普通株式4,800株
行使時の払込金額	金銭の払込を要しない。	金銭の払込を要しない。	金銭の払込を要しない。	金銭の払込を要しない。
行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
行使期間	平成22年8月26日 ～ 平成62年8月25日	平成23年8月3日 ～ 平成63年8月2日	平成24年8月2日 ～ 平成64年8月1日	平成25年8月8日 ～ 平成65年8月7日
行使の条件	(注1) 参照	(注1) 参照	(注1) 参照	(注1) 参照
当社役員保有状況(注2)	保有者数 5名 新株予約権の数 52個	保有者数 5名 新株予約権の数 60個	保有者数 5名 新株予約権の数 59個	保有者数 6名 新株予約権の数 48個

(注) 1. 新株予約権の主な行使の条件は以下のとおりです。

- ・新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から1年間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- ・新株予約権者が死亡した場合、相続人（1名に限る）は、新株予約権を承継し、行使することができるものとする。ただし、権利行使期間を超えて当該権利を保有し、権利行使することはできないものとする。

2. 新株予約権は、社外取締役及び監査役には割り当てておりません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債
期限同順位特約付）

平成22年8月10日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

〔転換社債型新株予約権付社債の内容〕	
社債の総額	150億円
各社債の金額	100万円の1種
利率	本新株予約権付社債には利息を付さない。
社債の発行日	平成22年8月25日
〔新株予約権の内容〕	
社債に付された新株予約権の総数	15,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 8,081,896株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込は要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	<ul style="list-style-type: none"> 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本新株予約権付社債についての社債を出資するものとし、当該各本新株予約権が付された本新株予約権付社債についての社債の価額は、その払込金額と同額とする。 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。ただし、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をさす。）は、当初金1,856円とする。 （注）
新株予約権の行使期間	平成22年10月1日から平成25年8月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部については、行使することができない。

（注）転換価額は、平成25年6月27日開催の第6回定時株主総会にて1株10円の記念配当が承認可決されたことにより「1,818円50銭」となっております。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成26年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	松 本 南海雄	株式会社ユアースポーツ 代表取締役 株式会社南海公産 代表取締役 NPO法人セルフメディケーション推進協議会 副会長
代表取締役副社長	松 本 清 雄	経営企画・営業企画・商品統括管掌 株式会社マツモトキヨシ代表取締役社長 株式会社南海公産代表取締役
専 務 取 締 役	成 田 一 夫	管理統括管掌 株式会社マツモトキヨシ取締役副社長（管理統括担当兼務） 株式会社示野薬局代表取締役
取 締 役 相 談 役	松 本 鉄 男	渉外担当
取 締 役	根 津 孝 一	株式会社ばばす代表取締役会長
取 締 役	松 本 貴 志	営業統括管掌
取 締 役	大 爺 正 博	クロスプラス株式会社社外取締役
取 締 役	小 林 諒 一	株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス常勤社外監査役 株式会社スクウェア・エニックス監査役
取 締 役	大 山 健 一	株式会社ライフランド代表取締役社長 株式会社ライフクリエイト代表取締役社長 株式会社ライフランド(いわき)代表取締役社長
常 勤 監 査 役	大 森 哲 夫	株式会社マツモトキヨシ常勤監査役
監 査 役	鈴 木 哲	株式会社マツモトキヨシ社外監査役
監 査 役	日 野 実	日野実税理士事務所税理士 スズデン株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役大爺正博氏、小林諒一氏及び大山健一氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役鈴木哲氏及び日野実氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役日野実氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、取締役大爺正博氏、小林諒一氏、大山健一氏並びに監査役鈴木哲氏、日野実氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 平成26年4月1日付で、代表取締役会長兼社長松本南海雄氏は、代表取締役会長に就任し、代表取締役副社長松本清雄氏は、代表取締役社長に就任しております。

【ご参考】

執行役員の状況（平成26年4月1日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
執行役員	渡 邊 孝 男	株式会社マツモトキヨシ九州販売担当 (株式会社マツモトキヨシ九州販売代表取締役社長)
執行役員	山 崎 邦 夫	中四国エリア担当 (株式会社マツモトキヨシ中四国販売代表取締役社長、株式会社ラブドラッグス代表取締役社長)
執行役員	岡 野 恵 一	東日本エリア担当 (株式会社マツモトキヨシ東日本販売代表取締役社長、株式会社ダルマ薬局代表取締役社長)
執行役員	小 山 由 紀 夫	グループ内部統制担当・FC企画担当
執行役員	平 松 秀 郷	グループIT・ロジスティクス統括担当
執行役員	小 部 真 吾	グループ人事担当
執行役員	石 橋 昭 男	グループ経営企画担当
執行役員	尾 和 富 士 雄	グループ財務経理担当

② 取締役及び監査役の報酬等

a. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	9 (3)名	284 (17)百万円
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	13 (6)
合計 (うち社外役員)	12 (5)	297 (23)

- (注) 1. 上記の取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 上記の取締役の支給額には、以下のものを含んでおります。
 ・取締役に対するストック・オプションによる報酬額
 取締役6名 12百万円
 なお、対象となる6名は社外取締役3名を除く取締役となります。
 3. 取締役の報酬額は、平成20年6月27日開催の第1回定時株主総会において、年額4億16百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 4. 監査役の報酬額は、平成20年6月27日開催の第1回定時株主総会において、年額48百万円以内と決議いただいております。

b. 社外役員が子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外取締役及び社外監査役が役員を兼務する子会社から役員として受けた報酬等の総額は3百万円であります。

③ 社外役員に関する事項

a. 他の法人等の業務執行者、社外役員の重要な兼職の状況

地位	氏名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役	大 爺 正 博	クロスプラス株式会社*	社外取締役
	小 林 諒 一	株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス*	常勤社外監査役
		株式会社スクウェア・エニックス*	監査役
監査役	大 山 健 一	株式会社ライフランド*	代表取締役社長
		株式会社ライフクリエイト*	代表取締役社長
		株式会社ライフランド(いわき)*	代表取締役社長
監査役	鈴木 哲	株式会社マツモトキヨシ	社外監査役
	日 野 実	スズデン株式会社*	社外監査役

- (注) 1. *印の各社と当社との間に取引関係はありません。
 2. 株式会社マツモトキヨシは、当社の100%子会社であり、同社との間には、経営管理、業務受託、商品供給、土地・建物の賃貸借及び資金の管理の関係があります。

b. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

社外取締役3名及び社外監査役2名は、いずれも当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係はありません。

c. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席回数	監査役会出席回数	発言状況
社外取締役	大 爺 正 博	14回／14回	-	経営者としての豊富な経験及び監督能力に基づき、主に事業戦略、人事施策等に関して、客観的な立場より適宜発言を行っております。
	小 林 諒 一	14回／14回	-	経営者としての豊富な経験及び監督能力に基づき、主にコンプライアンス、子会社管理等に関して、客観的な立場より適宜発言を行っております。
	大 山 健 一	14回／14回	-	経営者としての豊富な経験及び監督能力に基づき、主に取締役会での意思決定プロセスの妥当性に関して、客観的な立場より適宜発言を行っております。
社外監査役	鈴 木 哲	14回／14回	14回／14回	保険会社での永年の業務及び他の会社での監査役の実験等で培われた専門知識に基づき、主に内部統制、リスク及び危機管理等に関して、客観的な立場より適宜発言を行っております。
	日 野 実	14回／14回	14回／14回	税理士としての専門知識及び豊富な業務経験に基づき、主にリスク及び危機管理に関して、客観的な立場より適宜発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

d. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員との間で、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、それぞれ社外取締役100万円、社外監査役500万円又は法令に定める額のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	67百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	87

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会が会計監査人を法定の解任事由に基づき解任する場合には、全員一致の決議によって行います。この場合においては、監査役会の選定した監査役が、解任後最初の株主総会において、解任の旨及びその理由を説明いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、取締役及び使用人相互における迅速かつ確かな報告と、適正な職務執行のための体制（以下「内部統制システム」といいます。）を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。
 - a. コンプライアンスを含めた内部統制を推進するために内部統制統括室及びコンプライアンス・リスク委員会を設置し、内部統制統括室は、内部統制の進捗状況を適宜代表取締役及び取締役会へ報告しております。また、コンプライアンス・リスク委員会は、少なくとも3ヶ月に1回開催され、グループ全体のコンプライアンスへの取組み状況等を定期的に取締役会へ報告しております。
 - b. 監査役による監査機能を充実させるため、後記⑨に記載した監査役への報告体制のほか、内部監査部門による本部及び店舗業務監査の結果につき、逐一監査役に報告しております。
 - c. 内部通報制度を整備し、外部機関との提携による専用通報窓口（ヘルプライン）を設置しております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程及び内部情報管理規程に基づき、適切かつ確実に保存及び管理を行っております。なお、取締役及び監査役は、随時、これらの文書を閲覧することができます。
- ③ 損失の危機に関する規程その他の体制
 - a. リスク管理体制（平時の対応）

グループ会社のリスク管理のため、リスク管理規程を定め、当該規程に基づき、当社及びグループ各社にてリスクの抽出作業を行い、それらのリスクを低減するために各部門にて体制の整備・見直しをしております。

当該規程に基づき、内部統制統括室は、グループ会社のリスク管理・運用体制及び整備状況等を評価並びに監査することとしており、また、リスク管理体制を推進する常設機関として、コンプライアンス・リスク委員会を設置し、当該委員会を少なくとも3ヶ月に1回開催し、リスク管理に関する全社的視点での指導及び各部門の調整を図り、グループ全体のリスク管理への取組み状況等を定期的に取締役会へ報告することとしております。

b. 危機管理体制（有事の対応）

当社は、リスクが顕在化し危機が発生した場合において、その被害を最小限に抑えるために、緊急時対応規程を定め、当該規程に基づき、緊急時の情報収集体制、対応の基本方針、各危機のレベルに応じた当社臨時組織の内容（責任者、メンバー、対応事項、組織内の役割等）並びに株主総会・取締役会・監査役会等への報告体制を構築しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、次のような体制を設け、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保しています。

- a. 業務執行上の重要事項について報告・検討を行うため、経営会議を毎月1回開催しております。
- b. 関係部門・関係者が参加し、会社が直面している課題や問題点について迅速に対応策を立案し、検討することができるよう、組織横断的な協議機関として社内委員会・プロジェクトを設置しております。
- c. 各組織・役職等の役割及び責任の所在を明確にするとともに、適切な権限委譲を行うことで意思決定の迅速化を図るため、随時、職務権限規程を見直しております。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、使用人へのコンプライアンスの周知徹底のために、「行動規範」の全使用人への配布・研修等の実施及びこれへの参加義務付け等を行うことにより、教育体制の構築を進めております。

⑥ 会社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の運営については、その自主性を尊重しつつ、以下の体制を構築しております。

- a. 関係会社管理規程を作成し、各グループ会社における重要事項につき当社の承認を必要とし、又は当社への報告を行うこととするなど、グループ会社全体を管理する体制を整備しております。
- b. 子会社の業務状況については、子会社より定期的にグループ社長会において報告させる体制を整備しております。
- c. 子会社に対しては、当社より定期的に内部監査を実施しております。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ内部監査担当員が必要に応じて、監査役の職務を補助することとしております。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
前号に基づき、当該使用人の取締役からの独立性を確保するため、その選任、解任、異動等には監査役の同意を要するものとし、また、他の役職との兼任を禁止することとしております。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制

取締役は、法令で定められた事項のほか、取締役会及び経営会議の付議事項、内部通報制度における通報状況、内部統制システムの状況等、会社の重要事項について監査役が遅滞なく報告を受けることのできる体制を整備しております。

常勤監査役は、経営会議、コンプライアンス・リスク委員会等の社内会議への出席、社内稟議書等の重要文書の閲覧等を通して、会社の重要情報について適宜報告を受けることのできる体制を整備しております。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

現在、監査役3名（うち2名は会社法第2条第16号に規定する社外監査役です。）により監査役会が構成されております。各監査役は、コーポレート・ガバナンスの一翼を担う独立機関であるとの認識の下、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画に従い、取締役の職務執行全般にわたって監査を行っており、月1回適宜開催される監査役会において、監査実施内容の共有化等を図っております。また、各監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は重要会議である経営会議にも出席しております。

なお、監査役は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツから会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

⑪ 反社会的勢力への対処

当社は、反社会的勢力との関係を完全に遮断し、取引や資金提供等を一切行わないこととしています。反社会的勢力からの不当要求があった場合には、不当要求には応じず、警察等外部の機関と連携して組織全体で法律に則した対応をいたします。

そして、これを実現するために、平素から反社会的勢力の不当要求に備え、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等外部の専門機関と連携を築くようにしております。

また、全国的な暴力団排除条例の制定に伴い、当社においても反社会的勢力との関わりを排除するために、契約書上、反社会的勢力排除条項を設け、相手方が反社会的勢力ではないことを宣誓させるとともに、万一、相手方が反社会的勢力であることが判明した場合には、直ちに契約を解除できるようにすることにより、反社会的勢力との関係遮断を担保しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社グループでは、株主による経営陣統治の仕組みを狭義の「コーポレート・ガバナンス」と捉え、「透明性と説明責任の向上」及び「経営の監督と執行の役割分担の明確化」を目指し、実効性の高い最適なコーポレート・ガバナンスの構築に取り組んでおります。また、持株会社である当社は、当社グループ及びグループ会社の経営戦略の策定、承認、及びその進捗管理等を行う監督機能を有し、これに基づきグループ各社が業務を執行するという体制を構築します。

一方、経営の執行者による企業内統治である「内部統制」においては、経営の有効性と効率性の向上、財務報告の高い信頼性、コンプライアンス、資産の保全の4つを目的とした連結ベースでの全社的な内部統制の構築を進めてまいります。

株主価値の向上を目指すコーポレート・ガバナンスの取組みは、これを支える内部統制が有効に機能し、相互に連動することで初めてその実効性を発揮すると考えております。特に、企業活動全ての基礎となるコンプライアンスを最重要視し、当社グループを対象として、「マツモトキヨシグループ行動規範」を定め、社員一人ひとりに法律遵守を徹底させるよう努めております。

当社グループは、これらの継続的な活動を通じて株主はもとより、取引先、地域社会、従業員等の多くのステークホルダーの信頼と期待に応え、リーディングカンパニーとして競争力のある、継続的安定成長のある企業を実現し、企業価値及び株主共同の利益をより高めていくことを基本方針としております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

わが国では、資本市場の発展に伴い、経営権の主導に影響する買収が見受けられるようになりました。このような買収の中には、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」もありますが、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、このような買収行為を一概に否定するものではありません。

また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に対する判断は、最終的には当社株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、このような買収の場合には、現ビジネスモデルに対する認識の相違や、それに関連したステークホルダーとの関係変更に伴い、企業価値・株主共同の利益に反する結果を与える可能性も否定できません。そのため、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（買付け方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、係る買付行為を「大規模買付行為」といいます。）を行う者（以下、「大規模買付者」といいます。）に対し、大規模買付行為の目的、方法、買付後の経営計画、当社グループの従業員及び現在のお取引先様等に対する考え方についての情報提供を求め、それに対する当社取締役会の意見を公表し、それらの情報をもとに株主の皆様が適切に検討できるための十分な時間を確保すること、また大規模買付者との交渉の機会を確保すること、株主の皆様へ代替案を提示すること等により、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保することが不可欠であるとと考えております。

当社は、当社の株式に対して大規模買付行為が行われた場合、その大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を毀損させるものでないかについて、株主の皆様が必要かつ十分な情報と相当な検討期間に基

づき判断することができるようにするため、大規模買付行為への対応策（買収防衛策）を導入しております。平成24年5月25日開催の取締役会において、当社株式等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）を継続すること（以下「本プラン」といいます。）を決議し、平成24年6月28日開催の第5回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただいております。

本プランの継続に際して、独立委員会委員の一部変更、その他表現の修正等、軽微な修正を行っておりますが、本プランの基本的な内容はこれまでのものと同一であります。

本プランの詳細につきましては、平成24年5月25日付当社プレスリリースにて公表しておりますので、次のURLにてご参照ください。

(URL:http://www.matsumotokiyoshi-hd.co.jp/news/data/00000238_p.pdf)

③ 具体的な取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、当社取締役会に対する必要情報の提供が完了した日から60日間を上限として、当該大規模買付行為について、評価、検討、交渉、意見形成及び代替案の立案のために必要な期間（以下、この期間を「取締役会評価期間」といいます。）を設定し、当該大規模買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益の維持・向上に適うか、第1次的な判断を行います。

なお、当社取締役会は、取締役会評価期間について、必要に応じて、独立委員会に諮問の上、当初設定期間から更に30日を限度として延長することができるものとします。なお、取締役会評価期間を延長する場合には、延長するに先立ち、延長期間及びその理由を公表いたします。

当社取締役会は、当該大規模買付行為について、独立委員会（後記）に諮問し、必要に応じ外部専門家等の助言及び監査役の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめて公表します。また、当社取締役会は必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉又は当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示する場合があります。

大規模買付者は、取締役会評価期間が終了するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。

当社取締役会は、本プランの客観的・合理的・公正な運用のために、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。

独立委員会の委員は3名以上とし、委員は、当社の経営陣から独立している社外取締役・社外監査役・弁護士・公認会計士・税理士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績のある経営者等の中から選任します。独立委員会は、本プランの実行時において、大規模買付者に対し適正な情報提供を求めているか、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか、大規模買付者による大規模買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を著しく毀損していないか、対抗措置を発動すべきか等について、取締役会の決定における恣意性を排除し、客観性を確保することを目的とします。当社取締役会は、前記検討時において独立委員会に必ず諮問し、独立委員会は当社取締役会にその意見を勧告するものとします。独立委員会は、必要に応じ、当社取締役・監査役・従業員に会議への出席を要求し、必要な情報の提供・説明を求めることができます。また、独立委員会は、合理性、客観性を求めるため、当社の費用で第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。独立委員会の勧告は公表されるものとし、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重するものとします。これにより、当社取締役会の判断における客観性・公正性・合理性を確保できると考えております。

連結貸借対照表

(平成26年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	117,219	流動負債	90,451
現金及び預金	18,188	支払手形及び買掛金	66,215
受取手形及び売掛金	14,950	短期借入金	300
商 品	60,648	1年内返済予定の長期借入金	84
貯 蔵 品	692	リ ー ス 債 務	1,452
繰延税金資産	2,873	未払法人税等	6,141
未 収 入 金	16,254	賞 与 引 当 金	3,161
そ の 他	3,683	ポイント引当金	2,821
貸倒引当金	△71	資産除去債務	37
固定資産	136,485	そ の 他	10,237
有形固定資産	68,922	固定負債	12,627
建物及び構築物	20,618	長期借入金	6
土 地	41,921	リ ー ス 債 務	2,746
リ ー ス 資 産	3,795	繰延税金負債	1,548
建設仮勘定	158	退職給付に係る負債	864
そ の 他	2,428	資産除去債務	4,408
無形固定資産	15,327	そ の 他	3,053
の れ ん	11,634	負債合計	103,078
そ の 他	3,693	(純資産の部)	
投資その他の資産	52,235	株主資本	148,607
投資有価証券	11,605	資 本 金	22,041
繰延税金資産	2,712	資本剰余金	22,821
敷金及び保証金	35,717	利益剰余金	103,748
そ の 他	2,681	自 己 株 式	△2
貸倒引当金	△481	その他の包括利益累計額	1,319
資産合計	253,705	その他有価証券評価差額金	1,319
		新株予約権	35
		少数株主持分	663
		純資産合計	150,626
		負債・純資産合計	253,705

連 結 損 益 計 算 書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		495,385
売上原価		352,731
売上総利益		142,653
販売費及び一般管理費		120,214
営業利益		22,438
営業外収益		
受取利息	191	
受取配当金	270	
固定資産受贈益	489	
発注処理手数料	603	
その他	586	2,141
営業外費用		
支払利息	34	
現金過不足	11	
その他	18	65
経常利益		24,514
特別利益		
固定資産売却益	44	
退職給付制度改定益	183	
その他	6	234
特別損失		
固定資産除却損	446	
店舗閉鎖損失	194	
減損損失	1,394	
その他	6	2,042
税金等調整前当期純利益		22,706
法人税、住民税及び事業税	9,605	
法人税等調整額	△336	9,269
少数株主損益調整前当期純利益		13,437
少数株主利益		82
当期純利益		13,355

連結株主資本等変動計算書

（平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	21,086	21,866	94,102	△2,238	134,815
当連結会計年度変動額					
新株の発行	955	955			1,910
剰余金の配当			△3,217		△3,217
当期純利益			13,355		13,355
自己株式の取得				△7	△7
自己株式の処分			△492	2,244	1,752
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	955	955	9,645	2,236	13,792
当連結会計年度末残高	22,041	22,821	103,748	△2	148,607

	その他の包括利益累計額		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	906	906	23	1,361	137,107
当連結会計年度変動額					
新株の発行					1,910
剰余金の配当					△3,217
当期純利益					13,355
自己株式の取得					△7
自己株式の処分					1,752
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	412	412	12	△697	△272
当連結会計年度変動額合計	412	412	12	△697	13,519
当連結会計年度末残高	1,319	1,319	35	663	150,626

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	112,888	流動負債	90,344
現金及び預金	8,852	買掛金	58,660
売掛金	68,392	短期借入金	12,924
商品	871	リース債務	22
貯蔵品	423	未払金	13,070
前払費用	62	未払法人税等	158
繰延税金資産	195	未払費用	239
短期貸付金	17,167	預り金	5,183
未収入金	16,621	前受収益	7
預け金	531	賞与引当金	1
その他	0	その他の	75
貸倒引当金	△230	固定負債	276
固定資産	113,358	リース債務	14
有形固定資産	5,888	資産除去債務	13
建物	1,415	繰延税金負債	238
構築物	37	その他	10
船舶	190	負債合計	90,620
工具、器具及び備品	99	(純資産の部)	
土地	4,109	株主資本	135,025
リース資産	36	資本金	22,041
無形固定資産	2,416	資本剰余金	75,796
商標権	14	資本準備金	22,821
ソフトウェア	2,375	その他資本剰余金	52,974
その他	26	利益剰余金	37,191
投資その他の資産	105,053	その他利益剰余金	37,191
投資有価証券	8,487	繰越利益剰余金	37,191
関係会社株式	96,399	自己株式	△2
長期前払費用	57	評価・換算差額等	564
その他	109	その他有価証券 評価差額金	564
資産合計	226,246	新株予約権	35
		純資産合計	135,625
		負債・純資産合計	226,246

損 益 計 算 書

（平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
営 業 収 益		323,951
売 上 原 価		317,737
売 上 総 利 益		6,213
販売費及び一般管理費		5,914
営 業 利 益		299
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	50	
受 取 配 当 金	17,878	
発 注 処 理 手 数 料	714	
そ の 他	22	18,665
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	71	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	179	
そ の 他	3	255
経 常 利 益		18,709
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	22	
子 会 社 清 算 益	187	209
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	27	
子 会 社 株 式 評 価 損	99	127
税 引 前 当 期 純 利 益		18,791
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	429	
法 人 税 等 調 整 額	△0	428
当 期 純 利 益		18,362

株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						自己株式	株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	21,086	21,866	53,469	75,336	22,046	22,046	△2,234	116,233
当期変動額								
新株の発行	955	955		955				1,910
剰余金の配当					△3,217	△3,217		△3,217
当期純利益					18,362	18,362		18,362
自己株式の取得							△7	△7
自己株式の処分			△495	△495			2,240	1,745
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	955	955	△495	459	15,145	15,145	2,232	18,792
当期末残高	22,041	22,821	52,974	75,796	37,191	37,191	△2	135,025

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当期首残高	47	47	23	116,304
当期変動額				
新株の発行				1,910
剰余金の配当				△3,217
当期純利益				18,362
自己株式の取得				△7
自己株式の処分				1,745
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	516	516	12	528
当期変動額合計	516	516	12	19,321
当期末残高	564	564	35	135,625

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月16日

株式会社マツモトキョシホールディングス
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉 村 孝 郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡 田 雅 史 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マツモトキョシホールディングスの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マツモトキョシホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月16日

株式会社マツモトキョシホールディングス
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉 村 孝 郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡 田 雅 史 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マツモトキョシホールディングスの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月22日

株式会社マツモトキヨシホールディングス 監査役会

常勤監査役 大 森 哲 夫 ㊟

監 査 役 鈴 木 哲 ㊟

監 査 役 日 野 実 ㊟

(注) 監査役鈴木哲、日野実は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりとさせていただきます。

<期末配当に関する事項>

当社グループは、株主の皆様への利益還元を経営の最重要項目の一つと位置付けております。そのため、当社グループでは経営基盤の強化と収益力向上に努めることで、安定かつ継続的に配当していくことを基本方針としております。

内部留保金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、インフラ整備・サービス拡充を含む既存事業の拡大や新規事業の開発、並びにM&A等、当社の成長につながる投資へ有効的に活用してまいります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金30円 (配当総額：1,638,854,190円)

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月30日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役9名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役を1名減員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	まつもと なみお 松本 南海雄 (昭和18年3月4日生)	昭和40年4月 有限会社薬局マツモトキヨシ (現株式会社マツモトキヨシ) 入社 昭和50年4月 同社 専務取締役 昭和60年1月 株式会社ユアーススポーツ 代表取締役 (現任) 昭和63年8月 有限会社南海公産 (現株式会社南海公産) 代表取締役 (現任) 平成9年7月 株式会社マツモトキヨシ 取締役副社長 平成10年6月 同社 代表取締役副社長 平成11年6月 日本チェーンドラッグストア協会 会長 平成13年2月 株式会社マツモトキヨシ 代表取締役社長 平成14年5月 NPO法人セルフメディケーション推進協議会 副会長 (現任) 平成19年10月 当社 代表取締役社長 平成21年4月 当社 代表取締役会長兼CEO 平成23年4月 当社 代表取締役会長兼社長兼CEO 平成23年6月 当社 代表取締役会長兼社長 平成26年4月 当社 代表取締役会長 (現任)	1,427,340株
2	まつもと きよお 松本 清雄 (昭和48年1月20日生)	平成7年6月 株式会社マツモトキヨシ 入社 平成17年4月 同社 商品部長 平成17年6月 同社 取締役商品部長 平成19年7月 同社 取締役営業本部商品担当部長 平成19年10月 当社 取締役 平成20年4月 当社 常務取締役 平成20年7月 当社 常務取締役営業企画・商品統括担当 平成21年4月 当社 専務取締役営業企画・商品統括担当 平成21年7月 株式会社南海公産 代表取締役 (現任) 平成22年4月 当社 専務取締役経営企画管掌兼営業企画・商品統括管掌 平成23年4月 株式会社マツモトキヨシ 代表取締役社長 平成25年4月 当社 代表取締役副社長経営企画管掌兼営業企画・商品統括管掌 平成26年4月 当社 代表取締役社長 (現任) 株式会社マツモトキヨシ代表取締役会長 (現任)	1,239,500株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	なり た かず お 夫 成 田 一 夫 (昭和25年6月20日生)	昭和49年4月 株式会社日本リクルートセンター（現株式会社リクルート）入社 平成14年5月 株式会社ワンゾーン（旧株式会社靴のマルトミ）代表取締役CEO 平成16年8月 株式会社マツモトキヨシ 入社 平成18年4月 同社 業務提携管理本部長兼経営企画室長 平成19年10月 当社 取締役 平成20年4月 当社 専務取締役管理担当兼経営企画部長 平成21年4月 当社 専務取締役兼CF0管理統括担当 平成22年4月 当社 専務取締役兼CF0管理統括管掌（FC企画部長兼務） 平成23年6月 当社 専務取締役管理統括管掌（FC企画部長兼務） 平成24年4月 当社 専務取締役管理統括管掌（現任） 株式会社マツモトキヨシ取締役副社長（管理統括担当兼務） 平成25年12月 株式会社示野薬局 代表取締役（現任） 平成26年4月 株式会社マツモトキヨシ代表取締役社長（現任）	10,500株
4	まつ もと てつ お 男 松 本 鉄 男 (昭和20年1月2日生)	昭和42年4月 有限会社薬局マツモトキヨシ（現株式会社マツモトキヨシ）入社 株式会社マツモトキヨシ 常務取締役 昭和50年4月 同社 取締役副社長 平成9年7月 同社 取締役副社長 平成10年6月 同社 代表取締役副社長 平成19年10月 当社 取締役 平成20年4月 当社 取締役渉外担当 平成20年5月 当社 取締役相談役渉外担当（現任）	5,585,400株
5	まつ もと たか し 志 松 本 貴 志 (昭和50年5月8日生)	平成11年4月 佐藤製薬株式会社 入社 平成14年4月 株式会社マツモトキヨシ 入社 平成20年4月 同社 ドラッグストア事業本部長兼事業サポート室長 平成21年4月 当社 執行役員 株式会社マツモトキヨシ取締役ドラッグストア事業本部副部長兼事業サポート室長兼PJ推進企画室長 平成22年4月 同社 取締役営業推進本部長兼営業推進部長兼通信販売部長 平成24年4月 同社 常務取締役（店舗運営担当）店舗運営本部長（現任） 平成25年6月 当社 取締役営業統括管掌 平成26年4月 当社 取締役営業企画・商品統括管掌（現任）	1,232,700株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	おおやまさひろ 大 爺 正 博 (昭和23年5月5日生)	昭和48年4月 三井生命保険相互会社（現 三井生命保険株式会社）入社 平成14年4月 同社 執行役員営業本部長 平成17年4月 同社 常務執行役員東京営業本部長 平成18年4月 三生収納サービス株式会社 代表取締役社長 株式会社ビジネスエージェンシー 代表取締役社長 クロスプラス株式会社 社外取締役（現任） 平成19年6月 株式会社マツモトキョシ 社外取締役 平成19年10月 当社 社外取締役（現任）	一株
7	こばやしりょういち 小 林 諒 一 (昭和21年10月25日生)	昭和46年4月 株式会社野村電子計算センター （現株式会社野村総合研究所）入社 昭和61年10月 野村コンピュータシステムズ・アメリカ 社長 平成6年6月 株式会社野村総合研究所 取締役 平成8年7月 NRIデータサービス株式会社 常務取締役 平成11年6月 同社 専務取締役 平成14年6月 株式会社野村総合研究所 常勤監査役 平成19年6月 株式会社アルゴ21 社外監査役 平成19年6月 株式会社スクウェア・エニックス 監査役（現任） 平成20年6月 当社 社外取締役（現任） 平成20年10月 株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス 常勤社外監査役（現任）	一株
8	おおやまけんいち 大 山 健 一 (昭和27年4月23日生)	昭和61年11月 ライフランドグループ（現ライフランドグループは、株式会社ライフランド、株式会社ライフクリエイト、株式会社ライフランド（いわき）より構成）顧問 ライフランドグループ各社取締役 平成4年3月 同社 専務取締役 平成5年1月 同社 取締役副社長 平成10年1月 同社 代表取締役副社長 平成12年1月 同社 代表取締役社長 平成13年1月 同社 代表取締役社長（現任） 平成23年6月 当社 社外取締役（現任）	一株

- (注) 1. 取締役候補者松本南海雄氏は、株式会社ユアースポーツ及び株式会社南海公産の代表取締役を兼務しており、当社と前記各社との間に不動産賃借の取引関係があります。
2. 取締役候補者松本清雄氏は、株式会社南海公産の代表取締役を兼務しており、当社と同社との間に不動産賃借の取引関係があります。
3. 取締役候補者松本鉄男氏は、当社との間に不動産賃借の取引関係があります。
4. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 取締役候補者大爺正博氏、小林諒一氏及び大山健一氏は、それぞれ社外取締役の候補者であります。
6. 社外取締役候補者とする理由について
- (1) 大爺正博氏は、他の企業での代表取締役や社外取締役の経験を有しており、経営に関する高い見識と監督能力を引き続き当社の経営戦略に活かしていただけるものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 小林諒一氏は、他の企業の役員や社外監査役の経験を有しており、経営に関する幅広い見識と専門知識を引き続き当社の経営戦略に活かしていただけるものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (3) 大山健一氏は、他の企業の代表取締役に長年就いており、グループ経営に関する豊富な経験と高い見識を引き続き当社の経営戦略に活かしていただけるものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
7. 社外取締役候補者の在任期間について
- (1) 大爺正博氏：本総会の終結の時をもって6年9ヶ月となります。
- (2) 小林諒一氏：本総会の終結の時をもって6年となります。
- (3) 大山健一氏：本総会の終結の時をもって3年となります。
8. 取締役候補者大爺正博氏、小林諒一氏及び大山健一氏は、現在当社の社外取締役であり、各社外取締役とは会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金10百万円又は法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、大爺正博氏、小林諒一氏及び大山健一氏が選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
9. 取締役候補者大爺正博氏、小林諒一氏及び大山健一氏は、現在当社の社外取締役であり、各社外取締役を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏(生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
せのおよしあき 妹尾佳明 (昭和24年5月5日生)	昭和49年4月 司法研修所入所(第28期) 昭和51年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 石井成一法律事務所入所 昭和54年4月 妹尾佳明法律事務所開設 平成16年10月 MOS(松崎・奥・佐野・妹尾)合同法律事務所開設	一株

- (注) 1. 妹尾佳明氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 妹尾佳明氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 妹尾佳明氏は、弁護士として、豊かな業務経験と専門的知識を有しており、また、同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、高い独立性が確保されていることから、今回、社外監査役としての補欠監査役候補者としております。
4. 妹尾佳明氏は、平成24年6月28日開催の第5回定時株主総会において承認済みの買収防衛策の独立委員会の委員であります。
5. 妹尾佳明氏が監査役に就任した場合は、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。また、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金5百万円又は法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。
6. 妹尾佳明氏が監査役に就任した場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出をいたします。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場：千葉県松戸市新松戸東9番地1

株式会社マツモトキヨシホールディングス本社会議室

電 話：047 (344) 5110代表



(最 寄 り 駅)

J R常磐線（千代田線）・武蔵野線新松戸駅下車 徒歩10分

※常磐線快速は停車いたしません。（各駅列車をご利用ください。）

※当日車での来訪はご遠慮ください。